

情報公開方法について、近年のインターネットの普及状況を考慮し、以下のとおり修正したい。

熊野川懇談会の情報公開方法（変更案）

- 第 1 条 熊野川懇談会規約第 7 条に基づく情報公開の方法について以下のよう
に定める。
- 第 2 条 懇談会開催の案内は、原則として記者発表及びホームページで行う。
このほか流域内で、関連機関でのパンフレット配布、新聞折込広告、市
町村広報誌等による案内を状況に応じて組み合わせて行う。
- 第 3 条 一般傍聴者の受入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴でき
るよう配慮する。
2. 懇談会の傍聴は、先着順とする。
- 第 4 条 懇談会の資料および議事骨子、議事録は公開する。ただし、プライバ
シー、貴重種の生息箇所等、公開できない情報の取扱いについてはこの
限りではない。
- 第 5 条 懇談会資料については、会場での配布、懇談会ホームページ、所定の
関係機関での閲覧を基本とする。なお、後日請求があった場合は、送料
負担の条件で提供する。
2. 議事録については、懇談会ホームページ、会場および所定の関係機
関での閲覧を基本とする。
3. 議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、**ホームページ
で公開する外、関係機関の情報コーナー等で必要に応じて配布する。**
- 第 6 条 記者会見については、委員長の判断により必要に応じてこれを行う。